

令和6年4月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第2282号 国家賠償請求控訴事件

(原審・神戸地方裁判所姫路支部令和3年(ワ)第586号、第775号)

口頭弁論終結日 令和6年2月22日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

被 控 訴 人

同 代 表 者 市 長

同訴訟代理人弁護士

同 指 定 代 理 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1320万円及びうち330万円に対する令和3年6月24日から、うち660万円に対する同年7月1日から、うち330万円に対する同年9月21日から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略称は、特記しない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、被控訴人の市議会議員である控訴人が、被控訴人の職員に対して行った要望行為に関し、被控訴人の教育委員会及び市長が、控訴人に対し、同要望行為は条例における不当要求行為に該当するとして、合計4件の警告書を発出した

行為（AないしD事案）に関し、①控訴人の各要望行為をいずれも不当要求行為に該当すると判断したこと、②不当要求行為に該当しない旨の取扱いを不当要求行為に該当すると事後的に変更したこと、③①の判断をするために、事後的に書類を作成して手続を適正に履践したかのように偽装したこと、更にD事案につき④被控訴人のホームページに掲載したことが本件条例の要件を満たしていない違法があり、これらの違法行為により控訴人の社会的評価が低下し、名誉感情を害されたと主張し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）に基づく損害賠償として合計1320万円（AないしD事案に関する各行為につき慰謝料各300万円、弁護士費用各30万円）及びAないしD事案に係る各違法行為の日（A事案は令和3年6月24日、B・C事案は同年7月1日、D事案は同年9月21日）から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が控訴人の請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次の3において当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) AないしD事案要望の不当要求行為該当性について

ア A事案について

原判決は、A事案要望につき、控訴人の知り合いの建設業者という特定の事業者を有利に扱うよう求めるものであり、また、工事費用を安く抑えるという理由で指名競争入札手続の進行を止めることに正当な理由があるとはいえないなどとして、本件条例2条4号オに該当するとした。

しかし、控訴人が、被控訴人職員に「知り合いの業者に依頼」していると述べたのは、神明造りにも詳しい宮大工である知り合いの業者に費用を安く

できるかということ相談していることを述べたものであって、入札への参加を求めたものではない。原判決の判示では、控訴人の要望等が控訴人の知り合いの業者に対してどのような有利な扱いを求めるものであるのか不明である。

また、控訴人がA事案要望を出した動機は、経費を抑えたいという被控訴人の要望と合致するものであったから、控訴人の要望は、客観的に見ても不当要求行為に該当する余地のないものであった。

さらに、控訴人は、入札案内が発送されていると知っていれば、A事案要望をする意味がなかったのであり、被控訴人職員がこの情報を控訴人に提供していれば控訴人は不当要求行為だと糾弾されることもなかったのであった。この点も不当要求行為該当性判断においては考慮されるべきである。

仮に、工事費用を安く抑えるという理由で入札手続の進行を止めることに正当な理由があるとはいえないという点が不当要求行為に当たるとするのであれば、それは本件条例2条4号カの該当性の問題であって、同号オの問題ではなく、適用条文を誤っている。そして、控訴人は、上記のとおり既に入札案内が発送されていることの情報の提供を受けておらず、A事案要望等をしたことが入札手続の進行を妨げるとは認識していなかったのであり、同号カにも該当しない。

イ B事案について

(ア) 第1要望について

控訴人がB事案で要求した全体の趣旨は、地元市民の役に立つ事業にしてほしいというものである。控訴人は、上記の手段として、プロポーザルの提案書を事前に見せて欲しいなどと述べたにとどまり、これを事前に見ること等を要望したものではない。したがって、事前に見ることを求めた旨の発言の一部を切り取り、事前の開示といったできないことを求めたとして不当要求行為に当たるとするのは、市議会議員としての活動に対する

過剰な制約である。

また、控訴人がプロポーザル方式により業者を決定した後も地元が気に入らなかつたら提案内容を変更するように要求したことについても、実際に、提案内容の調整は可能であったのであり、上記要求は、違法又は実現不可能であることが明白である行為を求めたことには該当していなかった。

そして、本件では、職務遂行の妨げになったという証言は誰からも一切出でおらず、実際には何の支障もなかったのであるから、妨害にも該当しない。

しかも、職務妨害とは、当該職員が職務を遂行する上で妨害されたか否かを一般的な基準に基づき判断すべき必要があるところ、一般的な基準に反する人物ではない被控訴人職員も不当要求行為に該当するとの認識がなかったのである。

以上によれば、第1要望が本件条例2条4号カに該当するとはいえない。

さらに、同号ア該当性についても、控訴人の当時の言動や対応した被控訴人職員の証言内容からすれば、暴行、脅迫、社会的相当性を欠く内容や手段を伴う言動等に当たらない。

(イ) 第2要望について

第2要望は、被控訴人職員が地元の意見を聞きながら変える必要があれば変えると述べている以上、実際には違法又は実現不可能であることが明白である行為を求めた場合には該当しない。

また、上記(ア)と同様に、被控訴人職員も不当要求行為に該当するとの認識がなかったことからすれば、第2要望が本件条例2条4号カに該当するとはいえない。

さらに、控訴人の当時の言動や対応した被控訴人職員の証言内容からすれば、暴行、脅迫、社会的相当性を欠く内容や手段を伴う言動等に当たらないから、同号アにも該当しない。

控訴人は、地元の材料や地元の業者を使うように求めたにとどまるところ、被控訴人が、誤って控訴人が特定の業者等を使うよう求めていたと考えるという重大な事実誤認を犯していたのであり、同号オの不当要求行為にも該当しない。

(ウ) 第3要望について

前記(ア)、(イ)のとおり、プロポーザル方式による業者決定後に同業者が提案した内容につき、その調整は可能だったのであり、上記要求は、過激でもなければ威圧的でもなく、社会的相当性を逸脱する不当な手段には該当せず、本件条例2条4号アに該当しない。

また、被控訴人職員は、控訴人が当該職員の異動の要求をする等した言動について、何の影響もない行為である旨証言しているのであり、実際には何の支障も生じていなかったものであり、妨害にも当たらず、同号カの不当要求行為にも該当しない。

ウ C事案について

原判決は、入札取下げ自体は適切だが、適切な入札取下げを決断した動機に影響を与えた控訴人のC事案要望等が不当要求行為だと認定したものであり、これでは「明らかに不当要求行為に該当するとき」には該当し得ない。

本件では、C事案要望等が的を射たものであったため、被控訴人職員らも同じ判断に至ったものであり、C事案要望が違法ではないことは明らかであり、公務の公正も害されていない。

また、前記イ(ア)と同様に、被控訴人職員も不当要求行為に該当するとの認識がなかったことからすれば、C事案が本件条例2条4号カに該当するとはいえない。

さらに、控訴人の要望等に対応した被控訴人職員の証言内容からすれば、暴行、脅迫、社会的相当性を欠く内容や手段を伴う言動等に当たらないから、同号アにも該当しない。

エ D事案について

控訴人がD事案要望で祭りまでに完成できないのかと発言した趣旨は、実行不可能な工程を要求したのではなく、工事の工程がどの程度の期間を要するかを確認ないし質問する際のやり取りの一環に過ぎず、不当要求行為に該当するものではない。

また、控訴人は、本件トイレ工事において、地元の意見を反映しないまま、先に予算を決めてこれに全てを当てはめようという被控訴人の態度が顕著であったために、悪弊に染まっていると指摘したものである。そして、被控訴人は、本件トイレ工事に当たって、地元住民の意見を反映する必要があると考え、最終的に、本件トイレ工事の仕様や予算を決断したものである。

そして、控訴人の要望に応じなければ来年の公園整備予算を半分にすると発言についても、被控訴人職員は、控訴人の要望のせいで被控訴人の業務に支障が生じあるいは公正が害されたとは述べていないのであり、控訴人の言動が不当要求行為に該当するとはいえない。

しかも、前記イ(ア)と同様に、被控訴人職員も不当要求行為に該当するとの認識がなかったことからすれば、D事案が本件条例2条4号カに該当するとはいえない。

さらに、控訴人の要望等に対応した被控訴人職員の証言内容からすれば、暴行、脅迫、社会的相当性を欠く内容や手段を伴う言動等に当たらないから、同号アにも該当しない。

(2) 不当要求行為に該当しない旨の取扱いを不当要求行為であると事後的に変更したことの違法性について

ア 不当要求行為に該当しない旨の取扱いは完結的な最終判断であること

不当要求行為に該当しない旨の取扱いをする旨の当初の判断は、以下の事情からして被控訴人の暫定的かつ内部的行為に止まるものではなく、いったん判断された正当な要望等ないし不当要求行為に当たると判断しないという

完結的な最終判断であって、控訴人に対して一定の法的地位、法的保護を要するから、これを変更することはその利益に影響を与える行為である。

(7) 本件条例によると、仮に市民からの要望等が不当要求行為に該当するか問題となった場合でも、不当要求行為に該当するとの結論に至らない以上、警告等の不利益処分は行わない体裁になっており、上記の当初の判断は、その後の最終的行為により変更されることは想定されておらず、それ自体で完結するものである。

(イ) 本件条例の構造からすれば、職員に対して要望等を行った者は相当な時間が経過した後に警告等の不利益処分がされない限り、通常、被控訴人から警告等の不利益処分を受けることがないとの信頼を抱くことになり、時間が経てば経つほどその信頼が高められる。

(ウ) 職員に対して要望等を行った者はその後担当者により作成された報告書等の存否の確認、内容の閲覧、訂正の各請求権を有しており（本件条例11条）、こうした請求権の存在は、要望等を行った者に対して、不当要求行為に該当しないという判断やそれを踏まえた処分行為はされないという点において一定の法的保護に値する地位ないし利益を有していることを示している。

イ 任命権者の裁量権の逸脱又は濫用があること

仮に当初の判断から事後的に判断の変更が許されるとしても、当初の判断を変更するには、少なくとも変更することの合理的理由及び変更する必要性が必要であるのに、本件では、事後における判断のみを前提に不当要求行為の該当性判断及び警告書の発出をしたものであるから、任命権者の裁量権の逸脱又は濫用があり違法である。

(3) 事後的に不当要求行為である旨の書類を作成したことの違法性について

前述のとおり、AないしD事案はいずれも不当要求行為に該当しないから、事後的に不当要求行為である旨の書類を作成したことは違法である。

(4) D事案について公表に関する手続要件の欠缺の違法性について

被控訴人による氏名の公表は、控訴人の名誉を毀損するものであり、また、本件条例12条5項の定める公表に当たっての手続要件を欠くものであるから違法である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次の2において原判決を補正し、3において当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第3の1ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 21頁17行目「業務委託」を「設計業務の業務委託」と改める。

(2) 25頁5行目から14行目までを次のとおり改める。

「A事案要望は、控訴人が、被控訴人の学校施設課長に対して、電話で、白浜小学校の相撲場新築工事の設計業務の業務委託について、工事費用を安く抑えるための検討を知り合いの建設業者に依頼しているの、同業務委託で設計事務所を決めるのを来週中は進めないでほしい旨を伝えたというものである（前記1(1)）。そして、控訴人は、この際、同課長に対し、寺社仏閣の工事を行う業者に相談中であること、その相談結果を特定の設計業者に伝えること、こうした調整が終われば副市長に話をするので副市長の指示があるまで設計事務所を決めるなどという旨も伝えている（甲4）ことからすれば、A事案要望は、控訴人が、上記設計業務の業務委託に関し、寺社仏閣の工事を行う知り合いの業者に工事費用を安く抑えるための検討を依頼していて、その検討結果が出てこれを特定の業者に伝え、この特定の業者がその検討結果を踏まえて入札ができるようになったらそのことを被控訴人側に伝えるので、それまで指名競争入札により業者を決めるのを待つように求めたものと認めることができる。そうすると、A事案要望は、上記設計業務の業務委託において設計事務所を決めるに

当たり、指名競争入札手続において上記特定の業者が有利な状況になるまで設計事務所を決めるのを進めないように要望したものである。また、たとえ最終的な工事費用を安く抑えるという理由であったとしても、同工事の設計業務の業務委託契約は、手続の公平な競争機会の確保が要請される指名競争入札により契約相手が選定されるものであるから、特定の業者が工事費用を安く抑える設計等の提案ができるようになるまで同手続の進行を止めることに正当な理由があるとはいえない。したがって、A事案要望は、「正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利な取扱いを求める行為」であるといえ、本件条例2条4号オに該当することが明らかである。」

(3) 25頁15行目「同工事の入札案内」を「同工事の設計業務委託の入札案内」に改める。

3 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 補充主張(1)について

ア 補充主張(1)アについて

A事案要望の内容及びこれが「正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利な取扱いを求める行為」であることは補正の上引用した原判決のとおりであり（上記2(2)）、これに該当しないなどとする控訴人の補充主張は採用することができない。

また、控訴人がA事案要望を出した動機が経費を抑えたいという被控訴人の要望と合致するものであったとしても、上記2(2)で説示したとおり、指名競争入札において特定の業者に有利な取扱いを求めるものであり手続の公平な競争機会の確保の要請に反するものであって、A事案要望が正当化されるものではない。

さらに、補正の上引用した原判決が認定説示するとおり（25頁15行目から21行目まで、前記2(3)）、控訴人においてA事案要望の時点で同工事の設計業務委託の入札案内が発送されていると知らなかったとしても、A事

案要望は現に行われており、その要望自体が、正当な理由なく、特定のものに対して、特に有利な取扱いを求めるものであることには変わりはないから、不当要求行為該当性の判断を左右するものとはいえない。

したがって、A事案要望については本件条例2条4号オの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、A事案要望が不当要求行為に該当しないとの控訴人の主張には理由がない。

イ 補充主張(1)イについて

(ア) 補充主張(1)イ(ア)について

プロポーザル方式は、複数の者から企画等の提案をさせ、その中で調達者の業務の目的に最も適した提案をした者を選定するというものである。そうすると、部外者である控訴人に決定前に提案書を見せることは、提案の審査を行う前にその内容を外部に漏らすこととなって選定の公平性を担保できなくなり、また、業者決定後にその内容を変更させることは、複数の者から企画等を提案させその中の優位者を選定することと矛盾するものであって、いずれもプロポーザル方式の趣旨と相容れるものではない。被控訴人職員は微調整が可能である旨述べていることがうかがわれるが(甲16)、上記のプロポーザル方式の趣旨に照らせば、本質にかかわらない部分での微修正等は可能である旨述べているに過ぎないというべきである。

控訴人は、地元市民の役に立つ事業にしてほしいということから、その手段として提案書を事前に見せて欲しいなどと述べたとするが、そのような動機によるものであるとしても、上記のようなプロポーザル方式により業者を選定する被控訴人職員としては、その要望自体が同方式と相容れないものであって、これに応じることができないものである。

また、控訴人は、被控訴人職員の発言をとらえて提案内容の調整は可能であったとするが、上記のとおり、被控訴人職員は本質にかかわらない部分での微修正等は可能である旨述べているに過ぎず、プロポーザル方式の趣

旨に照らしてもそれを超えた調整は許されるものではなく、被控訴人職員として、控訴人が求めるような「業者が決まってから別の業者の提案の方がよかったら、この部分を変えてくれといったことが可能なように」しておくことなどに応じることはできないものである。

さらに、本件条例における不当要求行為等への対応は、公務に対する市民の信頼の確保を目的とするもので(乙12)、要求行為等そのものの客観的な性質を問題とするものであって、被控訴人職員個人の利益や主観的認識、要求者の悪性等や当該行為による具体的な職務への影響を問題とするものとは解されないことからすれば、控訴人が主張する第1要望についての被控訴人職員の主観的な認識や第1要望による職務への具体的影響の有無は不当要求行為該当性の判断を左右するものではない。

したがって、第1要望については、原判決が認定説示するとおり、本件条例2条4号カの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、第1要望が不当要求行為に該当しないと控訴人の主張には理由がない。

(イ) 補充主張(1)イ(イ)について

上記(ア)で述べたプロポーザル方式の趣旨に照らせば、控訴人が、被控訴人職員に対して、決定業者に地元の特定の会社の資材を使用すること、地元の資材を一定割合以上使用すること、業者決定後に控訴人が納得しない場合には業者を変更することを要求することは、その趣旨に反し被控訴人職員としてこれに応じることができないものであって、本件条例2条4号カに該当するものである。

また、控訴人が主張する第2要望についての被控訴人職員の主観的な認識が不当要求行為該当性の判断を左右するものではないことは、上記(ア)と同様である。

したがって、第2要望については、原判決が認定説示するとおり、本件条

例2条4号カの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、第2要望が不当要求行為に該当しないと控訴人の主張には理由がない。

(ウ) 補充主張(1)イ(ウ)について

前記(ア)で述べたプロポーザル方式の趣旨に照らせば、同方式による業者決定後に同業者が提案した内容につきその調整は可能であるといえず、むしろ同方式による業者選定手続における公平性等の要請に反する社会的相当性を欠く要求である。そして、控訴人の発言内容は、播州弁の特性等を踏まえたとしても、「舐めんとしてくれよ。これも本会議で吊し上げてクチュクチュに言うてもたる」「国交省大臣行くついでに農水行っても降ろさんでもええゆうて言うてつてもええか、いまちょうど会計検査も入っとうからな、農林水産省の3.0億の金もすつと出てこうへんで」「今度から説明するときみんな総替えて」「なんぼでも喧嘩したるで」等の、要望を受け入れなければ議会で追及したり、補助金に影響を及ぼしたり、職員の人事に影響を及ぼすことをうかがわせる発言を行っていることからすると、相当過激で威圧的であることは、原判決が認定説示するとおりであり（第3の(2)ウ）、第3要望は、「大声若しくは威圧的言動等の社会的相当性を逸脱した言動を伴う行為」であるといえる。

また、控訴人が主張する第3要望についての被控訴人職員の主観的な認識や第3要望による職務への具体的影響の有無は不当要求行為該当性の判断を左右するものではないことは、前記(ア)と同様である。

したがって、第3要望については、原判決が認定説示するとおり、本件条例2条4号アの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、第3要望が不当要求行為に該当しないと控訴人の主張には理由がない。

ウ 補充主張(1)ウについて

確かに被控訴人の判断で入札公告は取下げとなったものであるが、広く一般に入札を知らせその準備をさせる行為である入札公告を手続等の違法がないのに、実施主体である被控訴人が取り下げることは異例の手続である。これは、被控訴人において、控訴人が国に対して被控訴人への補助金を止めるなどと述べたことを踏まえて、控訴人が国に働き掛けることで事業の推進に影響が出ることを懸念し、地元の理解が不可欠であることも考慮のうえ、異例の事態ではあるが、入札公告取下げもやむを得ないと判断して行ったものである（甲11の2、甲16〈3.3頁ないし3.6頁〉）。そうであれば、原判決が認定説示するとおり（第3の2(3)）、上記入札公告の取下げは、C事案要望を受けて異例の判断としてされたものであって、C事案要望は「職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である行為」といえる。

また、控訴人が主張するC事案要望についての被控訴人職員の主観的な認識は不当要求行為該当性の判断を左右するものではないことは、前記イ(7)と同様である。

したがって、C事案要望については、原判決が認定説示するとおり、本件条例2条4号カの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、C事案要望が不当要求行為に該当しないとの控訴人の主張には理由がない。

エ 補充主張(1)エについて

D事案要望における控訴人と被控訴人職員との具体的なやりとり（原判決別紙7、甲21）によれば、控訴人がトイレ工事を「祭りまでにしとかな」、「3月あったらでけへんのか」と言ったのに対し、被控訴人職員が、絶対無理で半年はかかると説明したところ、控訴人が、極論で言えば祭りに皇室や宮様が来るとなって直すことになったらどのくらいのスピードでできるか、できないのなら行わなくてよいが、公園の予算を「半分にしたるで」「お前、その代わり責任取れよ」等と発言していることに照らすと、控訴人が主張する

ような工事の工程がどの程度の期間を要するかを確認（質問）するやり取りの一環などといえるものではない。また、控訴人がD事案要望において被控訴人の姿勢を糺し地元住民の要望を伝える意図を有していたとしても、引用に係る原判決が認定説示する要求内容やその態様（第3の2(4)）や上記認定に照らせば、控訴人の要望を被控訴人側の事情にかかわらず一方的に押しつけ、予算ないし補助金の削減といった被控訴人側の不利益を示唆してその要望を押し通そうとするものであって、D事案要望は、「職員の公平な職務の遂行を妨げることが明白である行為」であると認めることができる。

また、控訴人が主張するD事案要望についての被控訴人職員の主観的な認識やD事案要望による職務への具体的影響の有無は不当要求行為該当性の判断を左右するものではないことは、前記イ(ア)と同様である。

したがって、D事案要望については本件条例2条4号カの不当要求行為に該当するから、その余の控訴人の補充主張について判断するまでもなく、D事案要望が不当要求行為に該当しないと控訴人の主張には理由がない。

(2) 補充主張(2)について

ア 補充主張(2)アについて

引用に係る原判決が認定説示するとおり（第3の3）、本件条例上不当要求行為に該当しない旨の扱いは、被控訴人内部で検討する過程でなされる暫定的かつ内部的な判断にとどまるものであって、その後、改めて不当要求行為に該当する要望等又は不当要求行為に該当するか否かを判断できない要望等に変更されることがないことが法的に保護されるべきものではなく、以下のとおり、控訴人が補充主張することを踏まえても上記判断は左右されない。

(ア) 補充主張(2)ア(ア)については、引用に係る原判決が認定説示するとおり（第3の3(1)）、本件条例は、要望等を不当要求行為に該当しないものとして取り扱った場合に関する規定はなく、当該要望等をした者に対し、その旨の通知等をする規定もないことからすれば、不当要求行為に該当するとの

結論に至らないとの判断をしたとしても、それ以後被控訴人自身を拘束するような効力を持たせることを意図しているとは解し難く、完結的効果があるものとは解されない。

(イ) 補充主張(2)ア(イ)については、時間の経過により不当要求行為であるとして警告等を受けないであろうということについての信頼を抱くとしても、それ自体は事実上のものであって、これが不当要求行為に該当するとの結論に至らないとの判断が完結的な最終判断として法的保護に値することを根拠づけるものとはいえない。

(ウ) 補充主張(2)ア(ウ)については、本件条例11条は、要望者に対する自身の要望等の事実に関する情報の提供ないしその訂正の機会を付与するものに過ぎず、これにより、不当要求行為に該当するとの結論に至らないとの判断が完結的な最終判断として法的保護に値することを根拠づけるものとはいえない。

イ 補充主張(2)イについて

上記アのとおり、当初の判断は暫定的かつ内部的なものにとどまるものである以上、その後の再検討等により、要求行為が不当要求行為に該当すると判断できた場合に、同判断に基づいて警告等の措置をとることが、任命権者の権限の逸脱又は濫用になるとはいえず、変更についての合理的理由や必要性が必要となるものではない。

(3) 補充主張(3)について

引用に係る原判決が認定説示するところ(第3の1及び2)及び前記(1)で述べたところによれば、AないしD事案はいずれも不当要求行為に該当する以上、本件条例に従い「不当要求行為等に係る記録票兼報告書」等の書類を作成することが国賠法上違法となるものではない。

(4) 補充主張(4)について

引用に係る原判決が認定説示するところ(第3の5)、D事案について特別委

員会における報告やホームページにおける掲載による公表は、本件条例12条5項に基づくものとはいえないから、同条項の要件を欠いたことそれ自体をもって国賠法上の違法と評価されるものではない。

また、上記報告公表等は、その内容等に照らし、控訴人の社会的評価を低下させるものであるとして名誉毀損には該当し得るところであるが、控訴人が被控訴人の市議会議員であり、AないしD事案がその内容からして議員としての活動や資質等にかかわる問題であることからすると、公益性を図る目的が認められ、引用に係る原判決が認定説示するところ（第3の1(4)及び2(4)）及び前記(1)エで説示したところに照らせば、D事案が不当要求行為に該当することも認められるから、上記のとおり名誉毀損に該当し得るとしても国賠法上違法と評価されるものではない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

佐 藤 哲 治

裁判官

檜 皮 高 弘

裁判官

鈴木秀孝